

「遺言書の基礎知識」

< 2. 遺言書に書けること >

a. 遺言による認知

○遺言できること

認知は、遺言でも出来ます。

○規定された法律

民法（第七百八十一条第二項）

○こんな方へお勧め

認知したい子がいる。

しかし、自分が生きている間は無理。

その為、自分亡き後に認知したいという方。

○補足

遺言で認知を行う際には以下の点を良く考慮してください。

- 配偶者が亡くなって悲しい思いをしている時に自分との間以外に子がいる事を知った妻（または夫）の気持ち。
- 親が亡くなって悲しい思いをしている時に突然、兄弟姉妹が増えた事を知った子の気持ち。
- 生前ではなく亡くなった後に認知された子の気持ち。
- 遺言執行者に指定した方は、遺言内容を漏らさない人であるか。